

平成27年9月

篠栗町議会第3回定例会  
会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：9月8日(火)～18日(金) 11日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	9	8	火	本会議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・請願の報告</li> <li>・議案等の委員会付託</li> <li>・採決</li> </ul>
第2日	9	9	水	考 案 日		
第3日	9	10	木	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	9	11	金	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	9	12	土	休 会		閉 庁
第6日	9	13	日	休 会		閉 庁
第7日	9	14	月	決算特別委員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	9	15	火		午前10時	・付託案件審査
第9日	9	16	水	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第10日	9	17	木	予 備 日		
第11日	9	18	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・所管事務の閉会中の継続調査の件</li> </ul>
						閉 会

# 平成27年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成27年9月8日(火) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 7番 , 8番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 請願の報告について
- 第5, 議案等の委員会付託について
- 第6, 議案第43号 篠栗町公平委員会委員の選任について
- 第7, 議案第44号 篠栗町公平委員会委員の選任について
- 第8, 議案第45号 篠栗町公平委員会委員の選任について
- 第9, 議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第10, 議案第47号 篠栗町教育委員会委員の任命について

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
42	専決処分の承認を求めることについて(専決第5号) 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
48	篠栗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
49	篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
50	篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
51	篠栗町地区計画手続条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
52	篠栗町バイオマス産業都市構想策定検討委員会条例の制定について	総務建設 常任委員会
53	平成26年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
54	平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
55	平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
56	平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
57	平成26年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
58	平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
59	平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
60	平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

# 請願文書表

請願 番号	受 理 年 月 日	件名・要旨・請願者・紹介議員	付託委員会
1	平成 27 年 8 月 24 日	<p data-bbox="349 409 1254 488">「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願</p> <p data-bbox="419 533 935 611">請願の要旨： 請願書添付につき省略</p> <p data-bbox="419 685 1042 797">請願者の住所及び氏名： (住所) 篠栗町大字和田910-175 (氏名) 一ノ瀬 治茂</p> <p data-bbox="419 887 967 954">紹介議員： 田辺 弘之      栗須 信治</p>	文教厚生 常任委員会

# 平成27年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成27年9月18日(金)午前10時開議

- 第1, 議案の撤回請求について
- 第2, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第3, 議案の委員会付託について
- 第4, 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)  
〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第5, 議案第48号 篠栗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第6, 議案第49号 篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第50号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第51号 篠栗町地区計画手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第52号 篠栗町バイオマス産業都市構想策定検討委員会条例の制定について
- 第10, 議案第53号 平成26年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第11, 議案第54号 平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12, 議案第55号 平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13, 議案第56号 平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第14, 議案第57号 平成26年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第15, 議案第59号 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第16, 議案第60号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第17, 請 願 1 号 「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

第18, 発議第2号 篠栗町議会広報編集特別委員会設置条例の一部を改正  
する条例の制定について

第19, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

### 議案付託表(案)

議案 番号	件名	付託委員会
61	平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)修正 について	予算特別委員会

# 平成27年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成27年9月10日(木) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	3番	栗須 信治	議員
2.	12番	荒牧 泰範	議員
3.	10番	松田 國守	議員
4.	4番	山田 眞士	議員
5.	2番	田辺 弘之	議員
6.	1番	古屋 宏治	議員
7.	7番	横山 久義	議員



平成27年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月8日(開会)

平成27年 第3回 定例会 会議録

日時 平成27年9月8日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古屋宏治	2番	田辺弘之	3番	栗須信治
4番	山田眞士	5番	村瀬敬太郎	6番	今長谷武和
7番	横山久義	8番	大楠英志	9番	阿部寛治
10番	松田國守	11番	阿高紀幸	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	城戸清壽
教育長	西邦彰	総務課長	大塚哲雄
財政課長	立花博友	会計課長	城戸安行
まちづくり課長	松田秀幹	税務課長	山口茂幸
住民課長	村嶋茂則	健康課長	村瀬修
福祉課長	井上勝則	こども育成課長	井上伸一
栗の子保育園長	阿部正博	産業観光課長	黒瀬英三
都市整備課長	三明祐治	上下水道課長	八尋正記
学校教育課長	佐伯和久	社会教育課長	村瀬治邦

出席した議会事務局職員

局長	清原眞也	次長	松岡秀策
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお、本日は広報担当者の写真撮影を許可しております。

ただいまから、平成27年第3回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則120条の規定により議長において、7番 横山久義議員、8番 大楠英志議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日より9月18日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第42号から議案第60号までの計19議案と請願1件でございます。

それでは、議案第42号から議案第60号までを一括議題とします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

本日、平成27年第3回定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜りまして誠にありがとうございました。

今年の夏は、例年にも増して暑さが厳しかったように思われますが、その一方で、毎年心配しております集中豪雨による土砂災害もなく秋を迎えることができました。

台風15号が直撃した8月25日未明には、大雨洪水警報の発令と同時に、「防災篠栗」から町内緊急放送を行い、注意を呼びかけましたが、幸い大した被害もな

く、午前11時15分に解除となりました。

今のところ、今年夏の警報はこの1回だけであります。

9月は台風シーズンでございます。今後とも注意・警戒を怠らないよう努めてまいります。

議案の説明に入ります前に、6月議会以降の諸情勢報告をいたします。

篠栗町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてでございますが、昨日、第4回 篠栗町総合戦略審議会を開催いたしました。

本審議会では、篠栗町が持つ課題の整理を進め、将来人口ビジョンを実現するための今後5年間の篠栗町創生総合戦略の年内策定に向けての大詰めの審議が進められております。10月にたたき台をつくり上げ、年内に福岡県・国に報告できるよう会議を進めてまいります。

7月に福岡県から5月に制定されました、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の概要についての説明を受けました。「持続可能な社会保険制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる」として、成立した今回の法律では、国民健康保険の安定化に向けて、国保への財政支援の拡充により財政基盤を強化。具体的には、27年度から約1,700億円、29年度以降は毎年3,400億円の財政支援でございます。

また、平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化するための措置を講ずるものであります。

詳細は今後、協議が進められますが、県と市町村が共同で国民健康保険制度を運営し、国が給付費に必要な費用を全額、市町村に支払う交付金の交付という形で支払うとするもので、国民健康保険制度が抱える、年齢が高く医療費水準が高い、低所得者層が多い、小規模保険者が多いという構造的な課題を改善するための大きな改正でございます。

篠栗町におきましても、国民健康保険制度運営については、大変苦慮している状況であることから、ありがたい制度改正であります。

今後、詳細な内容が決定されれば、逐次報告いたします。

既に広報ささぐり8月号にて御案内しておりますが、いよいよ10月からマイナンバー（個人番号）が通知されます。

必要な方には申請に基づいて、平成28年1月から準備でき次第、個人番号カードを交付することになります。

この社会保障税番号制度（マイナンバー制度）でございますが、これは国民一人一人の情報を適切に把握し、さまざまな機関に存在する情報が同一人の情報であることを確認するために導入される制度でございます。行政機関・地方公共団体での作業の効率化、手続の簡素化による国民の利便性の向上、不正の防止等による公平・公正な社会の実現に資するための制度であります。

今後とも、町民の皆様の疑問・要望に正確に応えながら、制度のスムーズなスタートを目指したいと考えております。

去る8月31日に監査委員による定期監査報告を受けました。

「予算は概ね、その目的に沿って執行され、所期の成果を収めているものの、経常収支比率をはじめ諸指標は厳しい比率である。今後とも常に、行財政改革を行い、自主財源の増加を図るとともに、一切の無駄を省く効率的な執行体制が求められる。職員の事務レベルについては、目標高く努力していることは認めるが、まだまだ些細なミスが目立っている、正確な事務に努めるよう期待する」との御意見をいただきました。

無駄を省いた効率的な業務の執行と事務のレベルの向上は、町民の皆様に安心と安全を提供する私たちの重要な役目であると考えます。

今後とも、更なる適正事務の遂行に努めてまいります。

これまでの議会の諸情勢報告の中でも紹介したことのある経済学の権威である神野直彦先生の近著で『「人間国家」への改革—参加保障型の福祉社会をつくる—』という本が出ました。

今後の日本社会を考えるうえで、大変重要な示唆に富んだ1冊でございます。

『人間の尊厳と魂の自立を可能にする政治・社会・経済体制はどう構築されるか。経済学から民主主義を再考する。人を「手段」としない社会を取り戻す。』と帯びに書かれたこの本に心に響く一節がございました。

恐怖をあおる「地方消滅論」という項で、『「人口減少社会」という未来への予言の恐怖は、人口減少そのものよりも、2040年には896の地方自治体が消滅するという「地方消滅論」によってあおられているといえることができる。人間は、人口ではない。人口ではない人間が、どうして人口になるのかと言えば、それは「人間の社会」が「人間を目的とする社会」から「人間を手段とする社会」を目指そうとするからである。つまり、人間を「労力・兵力」などという手段としてしか

認識しなくなると、人間は人口と観念されてしまうのである。』と主張されております。

地方創生では、篠栗町の将来の人口ビジョンを立てなければなりません。

この人口ビジョンは神野先生の主張する如く、篠栗町における将来の「人間社会」を実現するための人口ビジョン、すなわち、篠栗町に住むことで地域に溶け込み、地域が受け入れる心の広い社会の形成の中に生まれる将来人口ビジョンでなければならないと考えております。

そうした視点をもとに、篠栗町創生総合戦略とともに一貫性をもって構築することこそ、篠栗町創生総合戦略策定においてぶれてはならない軸でなかろうかと考えます。

今後とも、各方面における、更なる慎重な論議を期待いたします。

それでは、本定例会に提案しております議案第42号から議案第60号までの19議案について説明をいたします。

議案第42号は、専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)であります。

本議案は、平成27年第1回臨時会、議案第30号において、篠栗町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分の議会承認を得ておりましたが、改正条文に漏れがあったため本条例の一部を追加改正する必要性が生じ、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

改正の内容は、国民健康保険税の賦課限度額について、基礎課税額に係る課税限度額を1万円引上げて52万円に、後期高齢者支援金分を1万円引上げて17万円に、介護分を2万円引上げて16万円に改正するものであります。

議案第43号から議案第45号までの3議案は、糟屋郡公平委員会委員の選任についてであります。

本議案は、糟屋郡公平委員会委員の3名が、本年10月31日をもって任期満了となるため、後任委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第43号は、新宮町在住の藤田清満氏の選任であります。

議案第44号は、粕屋町在住の山田裕嗣氏の選任であります。

議案第45号は、宇美町在住の櫻木幸弘氏の選任について。

それぞれ同規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第46号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでありま

す。

本議案は、現委員であります井口彌江氏が本年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者として、中島京子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

議案第47号は、篠栗町教育委員会委員の任命についてであります。

本議案は、現委員であります村嶋史枝氏が、本年9月30日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第48号は、篠栗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が、番号法第9条第2項及び同法第19条第9号に規定する個人番号の利用及び特定個人情報の提供を可能にする必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第49号は、篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、番号法第31条に基づき、保有する特定個人情報の保護を実施するにあたり、所要の規定を整備する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、特定個人情報ファイルの保有並びに特定個人情報の利用制限及び利用停止について規定するとともに、特定個人情報保護評価に関する事項を篠栗町情報公開個人情報保護審査会の所掌事務とするものであります。

議案第50号は、篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、番号法が本年10月5日に一部施行されるに当たり、住民へ交付される通知カードの再交付手数料に関する規定を追加する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第51号は、篠栗町地区計画手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、本年3月に策定された篠栗町都市計画マスタープランの重点施策である住民・事業者と行政の協働による都市づくりを行う一つの手法である地区計画制

度を適正に運用するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、都市計画法第16条第1項の規定による地区計画等の原案の提示について必要があると認めるときは、説明会の開催等、町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる規定及び同条第3項の規定による申し出方法を定めるものであります。

議案第52号は、篠栗町バイオマス産業都市構想策定検討委員会条例の制定についてであります。

本議案は、再生可能な森林資源や食品廃棄物など、バイオマスエネルギーを活用したバイオマス産業都市構想の策定に関して、有識者の意見等を聴取するため本条例を制定するものであります。

議案第53号から議案第55号までの3議案は、平成26年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第53号は、平成26年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第54号は、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第55号は、平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

以上3議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案であります。

議案第56号は、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計未処分利益剰余金1,661万5,731円を減債積立金へ積立てし、これを取り崩して自己資本金に組み入れるもの及び平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第57号は、平成26年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成26年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金2億789万5,905円を繰越利益剰余金とし、減債積立金2,058万7,005円を取り崩して自己資本金に組み入れるもの及び、



平成26年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第58号は、平成27年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,019万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億8,957万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成26年度に確定しました繰越金1億1,970万8,000円を増額するほか、主なものといたしまして、地方特例交付金394万7,000円、国庫支出金169万2,000円、県支出金600万6,000円、諸収入1,171万1,000円を増額補正するものであります。

また、町債のうち、地域活性化事業債3,240万円、臨時財政対策債725万9,000円、防災対策事業債2,000万円を増額し、普通交付税1,252万4,000円を減額補正するものであります。

主な歳出につきましては、まず総務費におきまして、バイオマス産業都市構想計画策定業務委託に350万2,000円、九大演習林の購入用地の地質調査業務に2,167万6,000円、マイナンバー制度導入に伴い、庁舎窓口の住民サービス向上のための1階フロアの全面改修及び情報システムのセキュリティーに万全を期すためのネットワーク整備に1億4万4,000円を追加計上するものであります。

民生費におきましては、シルバー人材センター運営費補助金50万円、障害者自立支援事業費、障害者自立支援サービス事業費、重度障害者医療費等の国庫及び県費補助事業について、昨年の事業実績に伴い発生した補助金返還に1,041万5,000円を追加計上するものであります。

衛生費におきましては、未熟児の出産増加に伴う療育医療費400万円を追加計上するものであります。

商工費におきましては、当初予算で計上しておりました観光農園調査委託料を地方創生事業費で支出することにより、270万円を減額、若杉地区公衆トイレの増築費用に3,369万6,000円を追加計上するものであります。

土木費におきましては、道路改良費に2,000万円、道路用地購入に伴う経費として570万円、健康広場設置予定用地の測量業務に258万7,000円を追加計上するものであります。

消防費におきましては、小型ポンプの老朽化に伴い2台の購入費用として348万円を追加計上するものであります。

教育費におきましては、勢門小学校が教育発表会の指定校として委嘱されたことに伴い、準備経費として9万2,000円、子どもたちが読書を行うことを推進する経費として12万1,000円追加計上するものであります。

公債費におきましては、平成27年度の元利償還金が確定したことに伴い、元金309万円、利子1,092万6,000円を減額補正するものであります。

次に、地方債の追加及び変更の補正につきましては、地域活性化事業債の借入限度額3,240万円を追加し、臨時財政対策債の借入限度額を4億1,725万9,000円に、防災対策事業債の借入限度額を9,300万円に変更するものであります。

議案第59号は、平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本議案は、保険者が納付する本年度の拠出金等の額の確定及び平成26年度の国庫金等の精算に伴う返還金の補正により、歳入歳出それぞれ6,076万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ38億1,722万4,000円とするものであります。

議案第60号は、平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本議案は、平成26年度の保険料及び滞納繰越額の確定に伴う保険料負担金の補正により、歳入歳出それぞれ970万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億186万6,000円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） ただいま提案理由の説明に対し大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですね。

質疑を終わります。

日程第4、請願の報告をいたします。

請願1件を受理しております。

事務局より報告させます。

清原事務局長。

○事務局長（清原 眞也） 本議会に請願1件の提出がありましたので報告いたします。

請願 1 号。受理年月日 平成 27 年 8 月 24 日

件名 「小人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。

請願者の住所,氏名でございます。

篠栗町大字和田 9 1 0 の 1 7 5

一ノ瀬 治茂氏

紹介議員は、田辺弘之議員と栗須信治議員でございます。

なお、請願の趣旨等につきましては、資料のとおりでございますので省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) 日程第 5、議案等の委員会付託についてを議題といたします。

議案第 42 号から議案第 60 号までの 19 議案と請願 1 件を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第 43 号から議案第 47 号は人事案件でございますので、委員会への付託を省略し本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、議案第 42 号及び議案第 48 号から議案第 52 号までの 6 議案と請願 1 件につきましては、議案付託表及び請願文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたします。

次に、議案第 53 号から議案第 57 号までの決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く 10 人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第 58 号から議案第 60 号までの補正予算については、議長を除く 1

1人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより委員長は、5番 村瀬敬太郎議員、副委員長は、6番 今長谷武和議員です。

また、予算特別委員会の正副委員長については、委員長は、6番 今長谷武和議員、副委員長は、5番 村瀬敬太郎議員です。

最後に報告4件については、15日の決算審査終了後と16日の予算審査終了後に分けて全員で報告を受けたいと思います。

日程第6、議案第43号 糟屋郡公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

ここでお諮りします。

日程第6、議案第43号から日程第8、議案第45号までの3議案については関連議案でございます。

会議規則第37条の規定によりまして、一括議題とし3議案一括して説明を受け、採決については1議案ごとに行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、議案第43号から議案第45号までの3議案を一括議題といたします。

3議案一括して、大塚総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(大塚 哲雄) それでは議案の説明をいたします。

議案第43号 糟屋郡公平委員会委員の選任について。

糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求める。

住所 糟屋郡新宮町下府3丁目6番18号

氏名 藤田清満

生年月日 昭和25年11月24日 64歳

平成27年9月8日提出、篠栗町長 三浦正。

提案理由。糟屋郡公平委員会委員が、平成27年10月31日で任期満了となる

ことに伴い、後任委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。

履歴につきましては裏面に掲載をいたしております。

議案第44号 糟屋郡公平委員会委員の選任について。

糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて議会の同意を求める。

住所 糟屋郡粕屋町仲原1丁目9番20号

氏名 山田裕嗣

生年月日 昭和23年6月14日 67歳

平成27年9月8日提出、篠栗町長 三浦正。

提案理由。糟屋郡公平委員会委員が、平成27年10月31日で任期満了となることに伴い、後任委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。

履歴につきましては裏面に掲載をいたしております。

議案第45号 糟屋郡公平委員会委員の選任について。

糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求める。

住所 糟屋郡宇美町宇美1丁目8番47号

氏名 櫻木幸弘

生年月日 昭和26年10月18日 63歳

平成27年9月8日提出、篠栗町長 三浦正。

提案理由。糟屋郡公平委員会委員が、平成27年10月31日で任期満了となることに伴い、後任委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

同じく履歴につきましては裏面に掲載をいたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの総務課長の説明に対し、一括して質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております3議案は人事案件でございますので、討論は省略

したいと思います。

これに御異議はありませんか。

異議なしと認め、これより採決を行います。

まず日程第6、議案第43号 糟屋郡公平委員会委員の選任について。

本案に賛成の方は、御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第44号 糟屋郡公平委員会委員の選任について。

本案に賛成の方は御起立願います。

はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第8、議案第45号 糟屋郡公平委員会委員の選任について。

本案に賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第9、議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案の説明を井上福祉課長に求めます。

○福祉課長（井上 勝則） では、議案第46号につきまして御説明いたします。

議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住所 糟屋郡篠栗町大字津波黒112番地195

氏名 中島京子

生年月日 昭和22年7月25日

平成27年9月8日提出、篠栗町長 三浦正。

提案理由といたしまして、現在、人権擁護委員4名で活動されてありますが、その中の井口彌江氏が、平成27年12月31日で任期満了となりますので、法務大臣に推薦するために後任者の候補者といたしまして、議会の意見を求めるものです。

中島京子氏の履歴につきましては、次ページに載せさせていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの福祉課長の説明に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第10、議案第47号 篠栗町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の説明を佐伯学校教育課長に求めます。

○学校教育課長（佐伯 和久） 議案第47号の説明を行います。

議案第47号 篠栗町教育委員会委員の任命について。

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所 糟屋郡篠栗町大字篠栗4738番地

氏名 村嶋史枝

生年月日 昭和35年3月18日

平成27年9月8日提出、篠栗町長 三浦正。

提案理由。教育委員 村嶋史枝氏が、平成27年9月30日をもって任期満了となるため。

なお、次ページに履歴書を掲載しております。御参照ください。

○議長（阿部 寛治） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これを持ちまして散会といたします。

議員の皆様方は、全協室にて諸般の報告等がありますので、10時50分までに集合をお願いいたします。

散会 午前10時40分